



埼玉県報

第 2 2 1 8 号
平成 2 2 年 9 月 1 4 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [大気汚染常時監視システムサーバ機器等賃貸借に係る一般競争入札の公告\(大気環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [富士見都市計画事業勝瀬原特定土地区画整理事業の換地処分の変更\(市街地整備課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人名曲慰問団
- 三 代表者の氏名
石川 康仁
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字瓦葺二七一六番地尾山台団地二 三 四〇二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、福祉の促進に関する事業を行い、文部省唱歌をはじめわが国の名曲を歌唱または演奏して不特定多数かつ多数の高齢者の認知症の防止や脳の活性化する活動を推進し、ひいては、世代間の交流を図り高齢者福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

熊谷市、小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
熊谷市	平成十九年度 平成二十一年度	地籍図 地籍簿 十一枚 一冊	小島五地区（大） 字小島の一部	平成二十二年 九月九日
小鹿野町	平成二十一年度	地籍図 地籍簿 四十二枚 一冊	般若一地区（般若の一部）	平成二十二年 九月九日

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

大気汚染常時監視システムサーバ機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年3月1日(火)から平成28年2月29日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県環境部大気環境課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの期間に、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第22条に基づく大気汚染常時監視システムの整備又は機器賃貸借の実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番1号 埼玉県環境部大気環境課大気監視担当 鈴木 電話048-855-1866（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年10月27日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年10月27日（水）午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所1階（大気環境課大気監視担当） 平成22年10月28日（木）
午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年10月5日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年9月21日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of server for the Saitama Prefecture's Air Pollution Monitoring System.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5:00 pm, October 27, 2010

By the electronic tender system: 5:00 pm, October 27, 2010

(3) Contact Information:

Air Pollution Monitoring-Atmospheric Environment Division, Environment Department, Saitama Prefectural Government

Kami-Okubo 639-1, Sakura-ku, Saitama-shi 338-0824

Ph. 048-855-1866

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭産上尾ビル

上尾市谷津百二十三番地一、七十二

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

昭和産業株式会社 代表取締役社長 横澤正克

東京都千代田区内神田二丁目二番一号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十二年七月一日

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

（一）交通について

営業時間が午前七時からである。約百人の生徒の登校時刻と重なり、また、午後、来店者が多くなると思われる夕方の時刻にも生徒の下校時刻と重なるため、駐車場の出入口及び搬入車両専用出入口に交通整理員を配置する等安全確保の徹底を図ること。

市道を挟んだ志木市柏町二丁目地域には、住宅地（約六百世帯、約千四百人）が隣接し高齢者や子どもが多く住んでいる。来店及び退店車両が住宅地に進入しないよう、チラシ等の配布や誘導看板等を設置し交通事故防止に努めること。

志木消防署前の交差点に、来店者及び搬入車両が集中することから、対応策を講ずること。

（二）駐車場・駐輪場について

閉店後の駐車場についても、青少年の健全育成の観点から青少年のたまり場にならないよう、警備員の巡回など必要な措置を講ずること。

収容能力が二十台または面積が五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合、埼玉県生活環境保全条例により、設置者又は管理者は駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップの実施を周知することが義務づけられているので遵守すること。

現状では、駐輪場二十四台、バイク置き場二十二台の設置になっているが、隣接して住宅地があることから、自転車、バイクでの利用が予想されるので、可能な限り駐輪場の設置台数を増やすこと。

駐輪場の確保等については、住宅地に隣接して建設するような場合は、地

域の特性を考慮し一定の基準を設けるよう、国の指針を抜本的に見直すこと。

駐車場内での利用者の安全を確保するため、交通指導員を配置するなど駐車場内での事故防止に努めること。

(三) 店舗運営について

市道を挟んで住宅地が隣接しているところで午前七時から午後九時までの営業時間を設定しているので、騒音、照明等に十分配慮するとともに近隣住民から騒音などに関する苦情が発生した場合は、誠意をもって対応しその解決にあたること。

(四) 防災対策への協力について

水害発生のおそれがある場合に、地域住民の自動車の退避場所として駐車場敷地の一部利用について協力すること。

市と防災協定を締結し、大規模な災害が発生した場合は、店舗で扱っている範囲の物資の提供について協力すること。

(五) 廃棄物の減量化及び資源化への協力について

事業系ごみについては、許可事業者による適正な処理はもとより、分別を徹底し、ごみの減量化及び資源化に努めること。

市が実施している4R（リフューズ：ごみになるものは断ります リデュース：ごみを減らします リユース：再利用します リサイクル：再資源化します）推進に基づき、マイバック持参、レジ袋辞退運動に協力すること。

二 縦覧期間

平成二十二年九月十四日から平成二十二年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間

入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前）フロンティア不動産投資法人 代表者 高橋惇

東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号

（変更後）フロンティア不動産投資法人 代表者 亀井浩彦

東京都中央区銀座六丁目八番七号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社他 計百八十七社

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社他 計百八十六社

ハ 変更年月日

平成二十二年五月一日他

ニ 届出年月日

平成二十二年八月三十一日

三 縦覧期間

平成二十二年九月十四日から平成二十三年一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年九月十四日から平成二十三年一月十四日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

測量計画機関の長である加須市長大橋良一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量及び出来形確認測量）

三 作業地域

加須都市計画事業不動岡土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十二年八月十三日から平成二十三年三月十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

測量計画機関の長である埼玉県荒川左岸南部下水道事務所長飯島厚志から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

二 作業種類

公共測量（荒川左岸南部流域下水道台帳作成）

三 作業地域

さいたま市緑区西部地域

四 作業期間

平成二十二年八月十八日から平成二十二年十二月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

測量計画機関の長である人間市長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

人間市

二 作業種類

公共測量（土地区画整理）

三 作業地域

人間市大字下藤沢地内

四 作業期間

平成二十二年八月二十三日から平成二十三年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十号

測量計画機関の長である埼玉県本庄農林振興センター所長花輪敏男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県本庄農林振興センター

二 作業種類

公共測量（確定測量 土地改良事業（ほ場整備）上里西部地区）

三 作業地域

児玉郡上里町大字長浜ほか地内

四 作業期間

平成二十二年九月一日から平成二十三年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

測量計画機関の長である日高市長大沢幸夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量及び出来形確認測量）

三 作業地域

日高市高麗川駅西口土地区画整理事業地区内

四 作業期間

平成二十二年七月二日から平成二十三年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十二号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量 一点、四級基準点測量 二十一点、三級水準測量 三キロメートル、現況測量 六・七八ヘクタール）

三 作業地域

さいたま市大宮区桜木町二丁目地内外

四 作業期間

平成二十二年九月十日から平成二十二年十二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

富士見都市計画事業勝瀬原特定土地区画整理事業について換地処分の一部を取り消し、当該部分に関し新たに換地処分があったので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定により公告する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年七月二十一日

指令川建セ第二二 三四 号

二 検査済証番号

平成二十二年九月二日

川建セ第二二 五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字西荒井後六五 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町月の輪五丁目22番地8 グロワールつきのわ201号

磯本 慎治

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年八月二十日

指令川建セ第二二〇〇四九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年九月九日

川建セ第二二〇〇五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高谷字櫻関一―五三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字高谷一―二六二番地二

清田 直美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年九月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

八号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十二年九月 八日	指定の年月日
飯能市大字双柳八〇二の八四、八〇二の四二	指 定 道 路 の 位 置
二四・五〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)